

営業秘密保護推進研究会
第17回オープンセミナー

「限定提供データに関する指針」 の改訂

2022年9月

東京八丁堀法律事務所

弁護士・渡邊遼太郎

自己紹介

経歴

- 2015.12 弁護士登録（68期）
東京八丁堀法律事務所入所
- 2019.3 経済産業省 知的財産政策室に出向
不正競争防止法、知的財産法関連業務を担当
- 2019.6 経済産業省 新規事業創造推進室の業務を兼任
グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度等を担当
- 2022.4 東京八丁堀法律事務所復帰

著作 講演

- ◆ 「『限定提供データに関する指針』改訂概要の解説」（NBL、2022）
- ◆ 東京大学未来ビジョン研究センター等共催シンポジウム（2021）
「イノベーション促進のためのデータの保護」 パネリスト・講演
- ◆ 「営業秘密の基礎と現代的課題」（東京弁護士会知的財産法部）（2021）

1. 指針改訂の背景



不競法改正時の附帯決議で施行後3年見直しが要請



施行後寄せられた解釈の明確化への対応



データプラットフォーム事業者の限定提供データ活用の後押し

2. 主な改訂点－まとめ

客体要件

- ① 「業として」
…事業の一環でのデータ提供
- ② 「提供」
…趣旨の明確化
- ③ 「電磁的管理」と社内管理
…社内管理がされていなくても電磁的管理は満たし得る
- ④ 「電磁的管理」の対象・方法
…当該データ専用の管理が必要
- ⑤ 非秘密管理性
…営業秘密・限定提供データ両制度による保護を見据えた管理OK

正当取得類型

- ⑥ 「任務違背」
…具体例の追加

転得類型

- ⑦ 転得類型における「悪意」
…具体例の追加
- ⑧ 転得類型とデータの同一性
…データ非同一なら侵害×

その他

- ⑨ 請求権者
…データPF事業者・委託者は請求権者になるか？

2. 改訂点－①「業として」

(1) 「業として」について

「業として」とは、ある者の行為が、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のものである場合をいう。反復継続的に行われる事業の一環としてデータを提供している場合、又はまだ実際には提供していない場合であっても、データ保有者にそのような事業の一環としての反復継続してデータを提供する意思が認められるものであれば、本要件に該当する。事業として提供している場合は基本的には本要件に該当するものと考えられる。本要件を満たすために、特定のデータを反復継続的に提供していることを求めるものではない。

<原則として「業として」に該当すると考えられる具体例>

- ▶ データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合
(各人に1回ずつ複数者に提供している場合や、顧客ごとにカスタマイズして提供している場合も含む。)
- ▶ データ保有者が翌月からデータ販売を開始する旨をホームページ等で公表している場合
- ▶ コンソーシアム内でデータ保有者が、コンソーシアムメンバーに提供している場合

無償で提供する場合や個人が提供する場合であっても、反復継続的に行われている行為が、社会通念上、事業の遂行・一環として行われているといえる程度のも評価できるのであれば、「業として」の要件に該当し得る。ただし、差止請求（法第3条）及び損害賠償請求（法第4条）の請求権者である「営業上の利益を侵害された者」や「侵害されるおそれがある者」に該当しない場合もある。

<改訂趣旨>

- 旧指針では、特定のデータを反復継続的に提供していないと「業として」といえないかのような記載。
- 「業として」とは、**事業の遂行・一環として行われている**といえる程度の場合をいい、**特定のデータを反復継続的に提供している必要はない**ことを明確化。

2. 改訂点－②「提供」

②「特定の者に提供する」について

「特定の者」とは、一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。特定されていれば、実際にデータ提供を受けている者の数の多寡に関係なく本要件を満たす。

<原則として「特定の者」に該当すると考えられる具体例>

- 会費を払えば誰でも提供を受けられるデータについて、会費を払って提供を受ける者
- 資格を満たした者のみが参加する、データを共有するコンソーシアムに参加する者

「提供する」とは、データを特定の者が利用し得る状態に置くことをいい、前述のとおり、実際に提供をしている場合だけではなく、提供する意思が認められる場合にも、本要件を満たす。

<原則として「提供する」に該当すると考えられる具体例>

- 大量に蓄積しているデータについて、各顧客の求めに応じ、顧客毎に一部のデータを提供している場合には、大量に蓄積しているデータ全体について、本要件を満たすと考えられる。
- クラウド上で保有しているデータについて、顧客が当該クラウドにアクセスすることを認める場合。

<改訂趣旨>

- 旧指針では、「提供」要件について明確な解説をしていなかったため、解釈等に疑義。
- 「提供」について解説を行うとともに、具体例を記載することで、上記疑義を解消。

2. 改訂点－③電磁的管理と社内管理

(1) 電磁的管理性について

電磁的管理性が満たされるためには、データ提供時に施されている管理措置によって、当該データが特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できるようにされている必要がある。電磁的管理性が満たされるか否かは、データ提供時に施されている管理措置によって判断されるため、社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がなされていないにもかかわらず、同要件が否定されることはない。なお、実際にデータの提供を開始していても、提供する意思が認められれば、「提供」要件を満たし、限定提供データに該当する場合も考えられる。この場合は、客観的に見て、実際に提供する際に、電磁的管理を予定しているといえる場合に、本要件を満たすと考えられる。

管理措置の具体的な内容・管理の程度は、企業の規模・業態、データの性質やその他の事情によって異なるが、第三者が一般的にかつ容易に認識できる管理である必要がある。

<改訂趣旨>

- 電磁的管理性要件を満たすために、社内管理を行う必要があるかについて疑義。
- 旧指針でも、「**データ保有者がデータを提供する際に**」**電磁的管理が必要**と記載されていたとおり（旧指針10頁）、**社内でのデータの取扱いに際して電磁的管理がされていないために本要件が否定されることはない**ことを明確化。
- 加えて、実際にデータ提供を開始していない段階における本要件の考え方についても整理。

2. 改訂点－④電磁的管理の対象・方法

電磁的管理性要件の趣旨は、前述のとおり、第三者の予見可能性の確保にあるところ、電磁的管理と認められるためには、当該データ専用の管理がなされており、当該データについて特定の者に対して提供するものとして管理する意思が第三者から認識できるものである必要がある。

※ なお、「当該データ専用の管理」とは、限定提供データのみのための管理を求める趣旨ではなく、例えば、「限定提供データ」と「その他データ」が同一のID・パスワードで管理されている場合であっても、必ずしも、本要件が否定されるものではない。

③電磁的管理性を満たさに該当しない場合

複製ができないような措置がなされているがアクセス制御はされていない場合は、「電磁的管理性」には満たさに該当しないと考えられる。

<原則として「電磁的管理性」を満たさないと考えられる具体例>

- ▶ DVDで提供されているデータについて、当該データの閲覧はできるが、コピーができないような措置が施されている場合

当該データ専用の管理がなされていない場合には、電磁的管理性を満たさないと考えられる。

<原則として「電磁的管理性」を満たさないと考えられる具体例>

- ▶ データの提供を希望する者が当該データを受け取るためには、他の作業をなすこともある部屋に設置されたPCに物理的にアクセスする必要がある場合に、データ自体には電磁的な管理がされておらず、当該部屋への出入りのみを電磁的に管理している場合

<改訂趣旨>

- 電磁的管理性要件を満たすためには、何に対して、どのような管理がされるべきかという点に疑義。
- **当該データ専用の管理がされている場合には、本要件を満たすと考えられるところ、その旨記載。**
- また、**具体例を追加**することでよりイメージがしやすいように。

2. 改訂点－⑤非秘密管理性

5. 「秘密として管理されているものを除く」について

「秘密として管理されている」(秘密管理性)とは、「営業秘密」(法第2条第6項)の要件である。「営業秘密」に係る規律は、事業者が秘密として管理する情報の不正利用からの保護を目的とする一方、「限定提供データ」に係る規律は、一定の条件を満たす特定の外部者に提供する情報の不正利用からの保護ことを目的とする規律情報である。

本規定の趣旨は、このような「営業秘密」と「限定提供データ」の違いに着目し、両者の重複を避けるため、「営業秘密」を特徴づける「秘密として管理されているもの」を「限定提供データ」から除外することにある。もともと、この趣旨は、法適用の場面において、2つの制度による保護が重複して及ばないことを意味するにすぎず、実務上は、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない。

<改訂趣旨>

- 非秘密管理性要件のために、企業としては、保有するデータを営業秘密と限定提供データに分類しなければならないのかといった点について疑義。
- 非秘密管理性要件は法適用の場面で両制度による保護が重複して及ばないことを意味するだけで、**実務上、両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことは否定されない**（むしろ推奨される）ことを指摘。

2. 改訂点－⑥任務違背

ライセンス契約 (利用許諾)	機器ユーザー（データ保有者＝ライセンサー）が自己の機器の稼働データを機器メーカー（データ取得者＝ライセンシー）にライセンスしている場合において、機器メーカーはこの稼働データを自らの機器のバージョンアップのために用いることが認められているものの、機器ユーザーの当該機器のメンテナンスのために用いる義務を負っている場合 (データ取得者（機器メーカー）の業務での使用が認められていたとしても、データ保有者（機器ユーザー）のメンテナンスのために使用することが義務づけられている点で、「限定提供データの管理に係る任務」があると認められる例。)	機器ユーザー（データ保有者＝ライセンサー）が自己の機器の稼働データを機器メーカー（データ取得者＝ライセンシー）にライセンスしている場合において、機器メーカーはこの稼働データを自らの機器のバージョンアップのために用いるに過ぎない場合 (単なるライセンシーとしての地位を越えて、特にライセンサーのために管理するということを示す事情がないため、「限定提供データの管理に係る任務」があるとは認められない例。 <u>もっとも、ライセンシーがデータを利用する過程で取得する情報をライセンサーにフィードバックする義務を負っている等の場合には、「限定提供データの管理に係る任務」が認められる場合がある。</u>)
-------------------	---	--

<改訂趣旨>

- ライセンス契約において、どのような場合に、ライセンシーに「限定提供データの管理に係る任務」が認められるかといった課題。
- ライセンシーがデータを利用する過程で取得した情報をライセンサーにフィードバックする義務を負っている等の場合には、「限定提供データの管理に係る任務」が認められる場合がある旨を追加。

2. 改訂点－⑦転得類型と悪意

(a) 限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為の存在に対する認識の例

<原則として不正行為の介在の認識があると考えられる例>

- ▶ 外部への提供が禁じられたデータの提供を受けた正当取得者に対し、転得者が、それを知りつつ金品を贈与する見返りにデータ提供を依頼した場合
- ▶ データ保有者から、不正行為が存在したことが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合
- ▶ データ提供者が、不正行為を行ったことを認めていることを知った場合

<原則として不正行為の介在の認識がないと考えられる例>

- ▶ データの提供について正当な権原があることの根拠がデータ取得時に示されていた場合
- ▶ データ保有者から、不正行為が存在したとの主張のみが記載された警告書を受領したが、その真偽が不明な場合
- ▶ データ保有者から、不正取得の存在について相応の根拠を有する警告書を送付されたが、その後のデータ提供者との協議において、データ提供者からそれを覆すに足りると考えられる根拠が示されたために、不正行為がなかったとの結論に至った場合
- ▶ データ流通プラットフォームサービスを介してデータを取得した際に、当該データに当該サービスを提供するプラットフォーマーによる認証のある来歴情報が付されておりこれを信頼した場合

<改訂趣旨>

- 今後、政府のガイドライン等において、データPFによる来歴情報付与が推奨されていくことが想定される。
- このような**来歴情報を信頼した場合は、不正行為の介在の認識がない**と考えられることを追記。
- データPF上で、データを購入する者のリスク回避に繋がり、データPFの発展に寄与するか。

2. 改訂点－⑧転得類型とデータの同一性

- ※ なお、データを継続的に転得し第三者に開示（提供）するサービスを行う事業者は、不正行為の介在について悪意となった後に、何ら対応することなく引き続きデータの転得や開示を行った場合、当該行為が不正競争に該当することになるため、自らのサービスの停止を余儀なくされることにもなりかねない。
- そこで、このような事業を営む場合には、例えば以下のような対応が考えられる。
- ①不正行為の介在について悪意となった場合には、正当なデータ保有者と改めて契約を行い、引き続きデータの取得・開示を行えるようにする。
 - ②自らのサービスの停止につき提供サービスに関する契約違反として債務不履行責任が問われることのないよう、あらかじめ、提供サービスに関する契約に「本サービスによって提供するデータについて、当社が不正行為の介在等を知った場合には、当該データの提供を停止できる」旨を規定しておく。

※ もっとも、「限定提供データ」に該当するデータを継続的に転得したうえ、当該データを用いて統計情報等の加工情報を作成し、当該加工情報を第三者に提供（開示）するサービスを行う場合には、当該加工情報の提供（開示）が、転得した「限定提供データ」の提供（開示）と評価される場合でなければ¹⁰、不正競争に該当しない。

<改訂趣旨>

- 旧指針は、データPFが提供を受けたデータと同一のデータを別の者に提供する場合を想定した記載。
- もっとも、データPFの中には、提供を受けたデータを用いて加工情報を作成し、当該加工情報を提供するものも多く存在。
- **提供を受けたデータと自分が提供するデータとが同一の情報にあたらなければ、当該提供行為は、不正競争に該当しないため、後者のデータPFを想定し、この旨を追記。**

2. 改訂点－⑨請求権者

Ⅶ. 請求権者について

(差止請求権)

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

(損害賠償)

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

1. 概要

限定提供データに係る不正競争（法第2条第1項第11号ないし第16号）が行われた場合、「営業上の利益」を侵害されるなどした者は、不正競争を行った者に対して差止請求や損害賠償請求を行うことができる（法第3条、法第4条）。

限定提供データに係る不正競争によって「営業上の利益」を侵害される者に当たるのは、原則として、「限定提供データ保有者」（法第2条第1項第14号、法第15条2項参照）であると考えられる。

<改訂趣旨>

- 旧指針では、請求権者に関する記載がなかった。
- まず、一般論として、請求権者＝「営業上の利益」を侵害される者は、「限定提供データ保有者」と考えられることを記載。

2. 改訂点－⑨請求権者

2. プラットフォーマーと請求権者

データ流通プラットフォームサービスを展開するプラットフォーマーは、同プラットフォーム上で流通する限定提供データが同プラットフォーム上から流出するなどした場合、一定の場合には、「営業上の利益」を侵害される者に該当し、差止請求・損害賠償請求を行うことが可能と考えられる。

この点、データ流通プラットフォームサービスを展開するプラットフォーマーが担う役割としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① データを提供したいと考える提供者とデータを取得したいと考える取得者とをマッチングする役割
- ② 提供者がデータをアップロードし、取得者がデータをダウンロードできる環境など、提供者による取得者へのデータの提供を媒介・促進する環境（サーバやクラウド等）を提供する役割（データ提供契約は提供者と取得
- ③ ②の役割に加え、提供者がアップロードしたデータにアノテーションを付するなど加工等を行う役割（データ提供契約が提供者と取得者との間で締結される点は②と同様。）
- ④ 提供者から提供を受けたデータに加工等を行い、加工等したデータを取得者に提供する役割（加工等したデータに係るデータ提供契約はプラットフォーマーと取得者との間で締結される。）

<改訂趣旨>

- 限定提供データを活用したデータPFの後押しの観点から、**データPFが担う役割を4つの類型に分類**したうえ、データPFが請求権者になり得る場合について整理。
- その上で、①データPFが提供者と取得者のマッチング機能のみを担う場合は請求権者に該当しないと整理する一方、**②データPFがデータ流通環境を整備する場合、③アノテーション等の役割を担う場合、④データPFが加工データを提供する場合は、請求権者として認められる方向**で整理。
- PFの信頼性の観点から、PFが請求権者足り得ることはPFの発展に繋がるか。

2. 改訂点－⑨請求権者

この点、プラットフォームが、①の役割のみを担う場合には、プラットフォームは何らデータを電磁的に蓄積・管理していないため、「限定提供データ保有者」、すなわち、差止請求等の請求権者には該当しないと考えられる。一方、プラットフォームが②や③の役割を担う場合には、同プラットフォームについても、提供データや加工等したデータに係る電磁的な蓄積・管理が想定されるため、プラットフォーム上からこれらデータが流出するなどした場合には、限定提供データ保有者として、差止請求権等の請求権者に該当する場合があると考えられる。また、プラットフォームが④の役割を担う場合には、プラットフォームが加工等したデータが限定提供データの要件を満たせば、プラットフォームは、当該加工等したデータ（限定提供データ）に対する不正競争に対し、差止請求権等の行使を行うことができると考えられる。

3. 委託と請求権者

限定提供データ保有者が当該限定提供データの管理を受託業者に委託している場合であっても、当該受託業者を通じた、電磁的な蓄積・管理を行っているといえれば、「営業上の利益」を有するといえる。

また、限定提供データ保有者から当該限定提供データの管理を受託している受託者についても、当該限定提供データが受託者の管理下から流出する等した場合、自らの責任で当該データを電磁的に蓄積・管理していると評価できるのであれば、「営業上の利益」を有する場合があると考えられる。

<改訂趣旨>

- データの管理に関する委託がされている場合において、委託者・受託者それぞれが請求権者足り得るかについて整理。
- **委託者**については、**受託者を通じた管理等**を行っているといえれば、**受託者**については、**自らの責任で管理等**をしているといえれば、請求権者足り得ることを指摘。

ご清聴ありがとうございました。

東京八丁堀法律事務所

弁護士 渡邊遼太郎

watanabe@hatchobori-law.gr.jp